

総務編



令和8年（令和7年度）消防出初式の様子

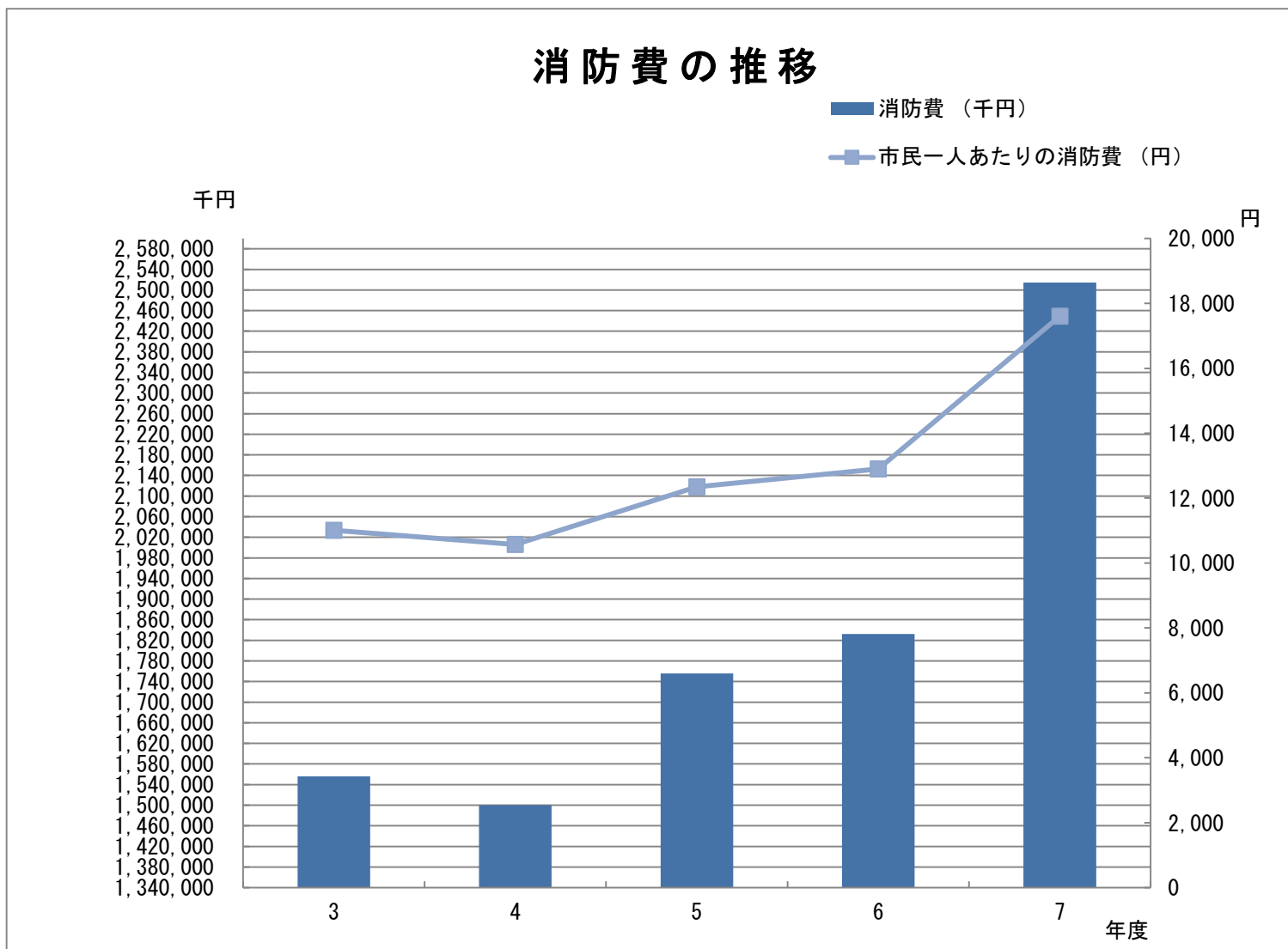
1. 消防の予算

令和7年度当初予算歳出額における消防費は25億1,460万9千円が予算化され、消防車両の整備事業をはじめとし、消防施設の充実を図り消防力の一層の強化と救急業務の向上を進めていきます。

主な事業として

- ・消防活動施設整備維持管理事業
- ・消防車両等整備維持管理事業
- ・消防庁舎・消防団施設管理事業

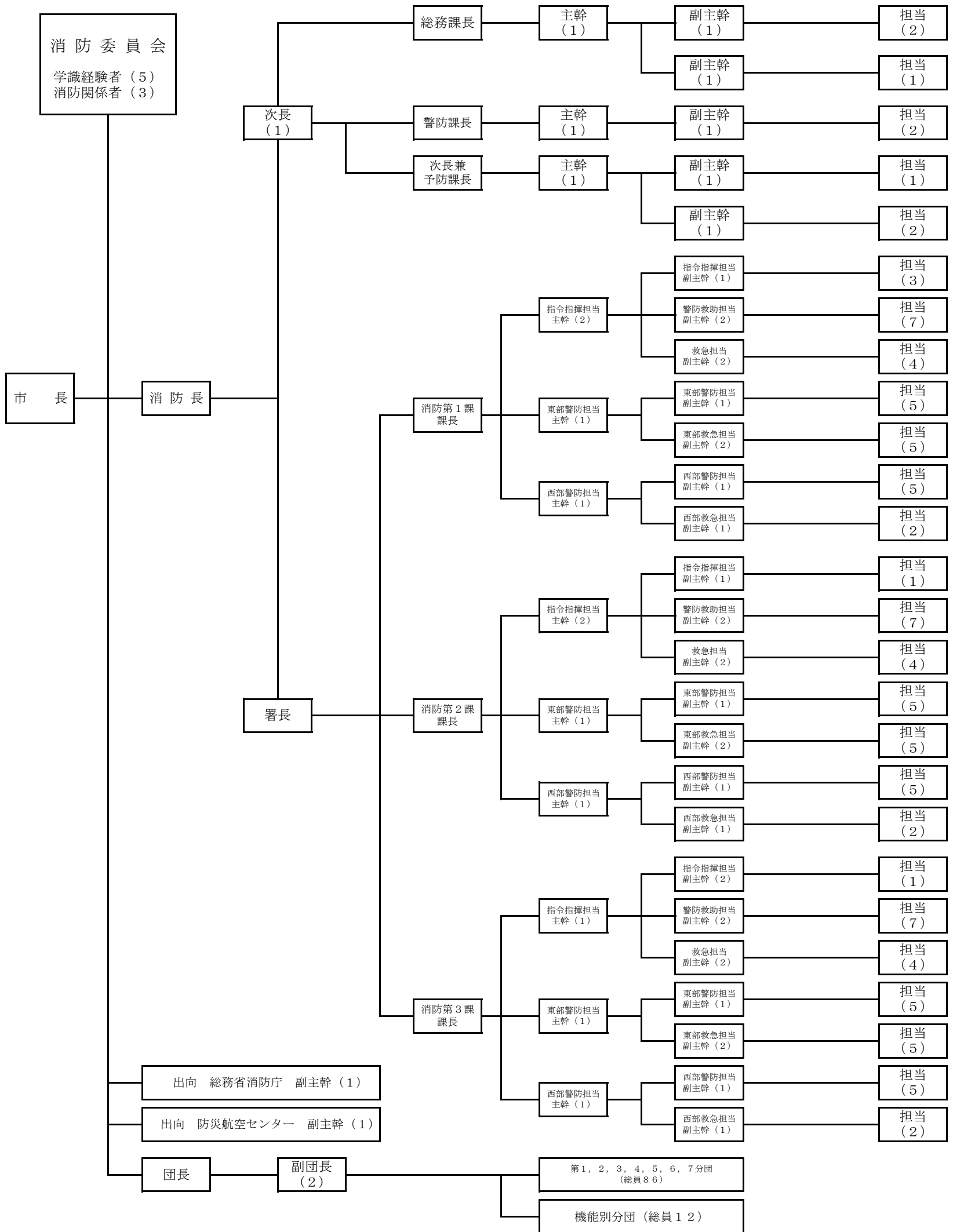
種別 年度	当初予算歳出額 (千円)	消防費 (千円)	比率 (%)	人口	市民一人あたりの 消防費 (円)	世帯数	一世帯あたりの 消防費 (円)
3	54,426,000	1,555,731	2.86	141,324	11,008	67,500	23,048
4	56,420,000	1,499,874	2.66	141,887	10,571	68,332	21,950
5	59,060,000	1,755,551	2.97	142,163	12,349	69,205	25,367
6	62,466,000	1,832,176	2.93	142,070	12,896	69,838	26,235
7	64,730,000	2,514,609	3.88	142,833	17,605	71,081	35,377



2. 消防組織

(1) 組織図

令和7年4月1日現在



(2) 消防本部、消防署の事務分掌

令和7年4月1日現在

消 防 本 部	総務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防業務の企画及び調整に関すること。 (2) 人事、服務、研修、福利厚生及び健康管理に関すること。 (3) 文書及び公印に関すること。 (4) 例規の制定及び改廃に関すること。 (5) 消防広報及び広聴に関すること。 (6) 消防情報及び統計に関すること。 (7) 儀式及び表彰に関すること。 (8) 消防委員会に関すること。 (9) 消防団に関すること。 (10) 消防施設の維持管理に関すること。 (11) 物品の管理保管に関すること。 (12) 貸与品等に関すること。 (13) 他の課の所管に属さないこと。
	予防課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 火災予防の相談、指導及び広報に関すること。 (2) 戸田市火災予防条例に関すること。 (3) 火災の原因及び損害の調査等に関すること。 (4) 火災によるり災証明に関すること。 (5) 火災の統計に関すること。 (6) 予防査察及び違反是正に関すること。 (7) 防火管理者等の指導及び育成に関すること。 (8) 建築確認の同意に関すること。 (9) 防火対象物及び消防用設備等に関すること。 (10) 危険物規制事務に関すること。 (11) 危険物取扱者の指導及び育成に関すること。 (12) 高圧ガス、液化石油ガス及び火薬類の許認可等に関すること。 (13) 防火協力団体に関すること。
	警防課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水火災及び地震等の災害対策に関すること。 (2) 警防本部に関すること。 (3) 消防部隊の運用及び演習に関すること。 (4) 消防相互応援に関すること。 (5) 消防水利施設の設置及び整備保全に関すること。 (6) 宅地開発事業に係る消防上の指導に関すること。 (7) 消防特別警戒等の企画立案に関すること。 (8) 救急業務及び救助業務における企画立案に関すること。 (9) 消防の用に供する車両及び機械器具に関すること。 (10) 消防通信の運用及び消防部隊統制に関すること。 (11) 消防通信施設及び気象観測装置の維持管理に関すること。 (12) 消防無線局に関すること。 (13) 救急隊員に関すること。 (14) 救急搬送証明に関すること。 (15) 救急医療機関等との連絡調整に関すること。 (16) 消防情報支援システムの運用及び管理に関すること。

消 防 署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防署の庶務に関する事。 (2) 火災の予防、警戒及び鎮圧に関する事。 (3) 風水害、地震等の災害活動に関する事。 (4) 火災の原因及び損害の調査に関する事。 (5) 予防査察及び警防調査に関する事。 (6) 少量危険物、指定可燃物、液化石油ガス等の火災予防措置に関する事。 (7) 消防機械器具の保全に関する事。 (8) 救急業務に関する事。 (9) 救急医療機関との連絡に関する事。 (10) 応急手当の普及推進に関する事。 (11) 救助業務に関する事。 (12) 消防訓練の指導に関する事。 (13) 災害現場の指揮に関する事。 (14) 警防計画に関する事。 (15) 火災、救急その他災害に係る通報の受理及び出動指令に関する事。 (16) 気象観測業務に関する事。 (17) 火災警報及び気象情報等の収集及び伝達に関する事。 (18) 災害通信記録等に関する事。 (19) 消防部隊の訓練に関する事。
-------------	--

(3) 消防委員会（附属機関の所掌）

①目的

本市における消防の十分なる発展に資し以って消防行政の円滑な運営をはかるために設置する。

②審議事項

消 防 委 員 会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防力の整備に関する事項。 (2) 消防施設の改善に関する事項。 (3) 消防職員及び消防団員の服務並びに待遇に関する事項。 (4) その他消防行政の円滑な運営をはかるために必要な事項。
-----------------------	--

3. 現有勢力

急激な社会環境の変化に対応し、消防責任を担う市町村が的確にその役割を果たすことができるよう、警防・予防・救急・救助等の各分野における消防力の充実強化、さらには他の部署や関係機関との連携を視野に入れた防災・危機管理の観点を加味し、全国の消防力が着実に整備されるよう、平成17年6月13日に「消防力の基準」が「消防力の整備指針」として改正されました。当市でも、できるだけこの指針で示された基準に達するよう消防車両、人員等の計画的な整備を進めています。

(1) 消防力の基準と現有

① 常備消防力

令和7年4月1日現在

区 分		算 定 数	現 有 数	比 較
署 所		3	3	0
消 防 車 両	動力ポンプ	4	4	0
	指揮車	1	1	0
	はしご自動車	2	2	0
	化学自動車	1	1	0
	救急自動車(非常用を除く)	5	5	0
	救助工作車(省令第4条)	1	1	0
	特殊車両等	(基準外)	9	—
	非常用消防自動車等	2	2	0
人 員	整備台数に対する人員	153	123	△ 30
	専任の予防要員	9	11	2
	警防要員をもって充てる人員数	4	4	0
	通信員	15	9	△ 6
	庶務の処理等の人員	18	17	△ 1

② 非常備消防力

令和7年4月1日現在

区 分		算 定 数	現 有 数	比 較
分 団		(基準外)	8	—
動 力 消 防 ポ ン プ	消防ポンプ車数(台)	7	7	0
	手引・小型動力ポンプ数(口)	7	7	0
	動力消防ポンプ数(口)	21	21	0
人 員	基本団員	条例定数 94	86	△5
	機能別団員	条例定数 30	12	△13

(2) 消防職員配置状況

令和7年4月1日現在

階級		消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	事務員	合計
所属										
定数										168
実 員	本部	1	1							2
	総務課			2	3	1	1			7
	予防課			1	2	1	2			6
	警防課			2	1	1	1			5
	署		1							1
	消防署			5	12	12	5	12		46
	消防第1課			5	11	10	7	11		44
	消防第2課			4	11	11	7	11		44
消防第3課				2					2	
出向（定数外）										
合計		1	2	19	42	36	23	34		157

(3) 消防職員年齢調

令和7年4月1日現在

階級	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	事務員	合計	構成率 (%)
年齢層										
18才から20才							3		3	1.9
21才から25才							26		26	16.6
26才から30才						16	5		21	13.4
31才から35才					16	7			23	14.7
36才から40才				9	15				24	15.3
41才から45才				18	5				23	14.7
46才から50才			8	9					17	10.8
51才から55才	1	2	10	2					15	9.6
56才から60才			1						1	0.6
61才以上				4					4	2.6
合計	1	2	19	42	36	23	34		157	100
								平均年齢	37.1	

(4) 消防職員勤続年数調

令和7年4月1日現在

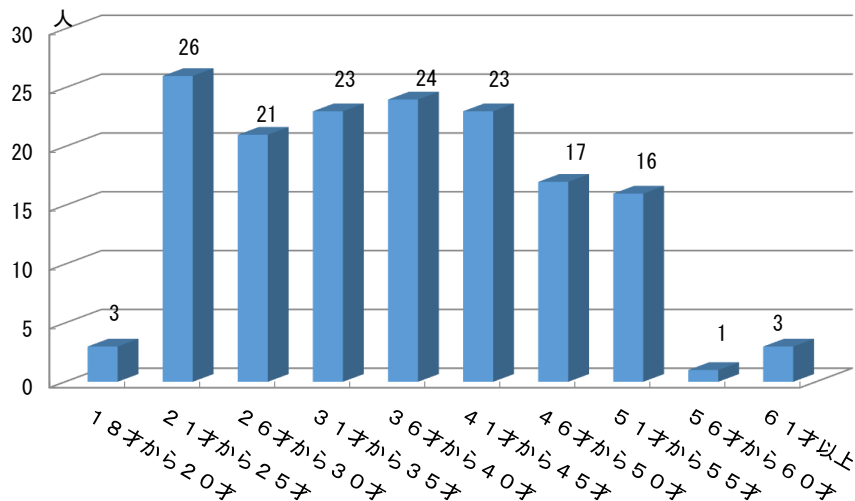
階級	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	事務員	合計	構成率 (%)
年数										
5年未満							33		33	21.0
5年以上10年未満						19	1		20	12.7
10年以上15年未満				1	16	4			21	13.4
15年以上20年未満				18	17				35	22.3
20年以上25年未満			2	7	3				12	7.6
25年以上30年未満			7	7					14	8.9
30年以上35年未満		2	8	5					15	9.6
35年以上40年未満	1		2						3	1.9
40年以上				4					4	2.6
合計	1	2	19	42	36	23	34		157	100
								平均 在職年数	14.8	

(5) 消防職員増員状況

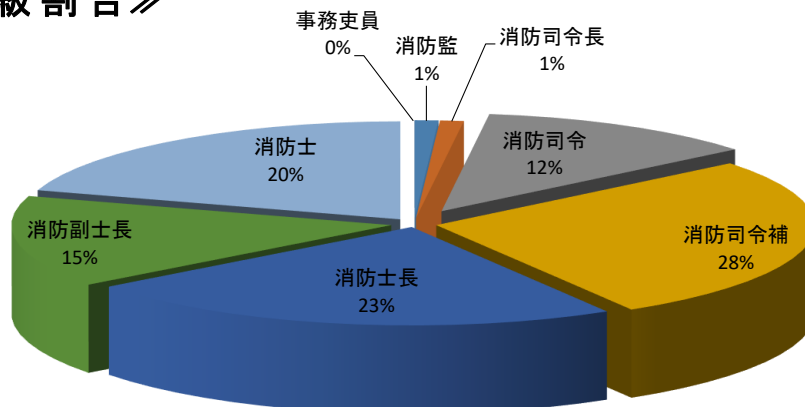
改定年月日 (条例施行年月日)	改定数(人)	定数(人)	備考
昭和 40年 4月 1日		22	消防本部(署)発足
41年 4月 1日	4	26	
41年 9月 27日	4	30	
41年 10月 1日	1	31	救急業務開始
43年 4月 1日	15	46	化学車配置
45年 4月 1日	3	49	
45年 10月 1日	21	70	西部分署開設
47年 10月 9日	6	76	はしご車配置
48年 10月 3日	5	81	通信指令室開設
50年 12月 23日	3	84	救急隊員増員(編成基準適合)
51年 12月 22日	14	98	
53年 9月 26日	17	115	西部分署ポンプ自動車1台増強
平成 5年 4月 1日	24	139	分署消防力の増強
令和 2年 4月 1日	29	168	消防力の増強

令和7年4月1日現在

《年齢層別の職員数》



《階級割合》



(6) 職員の居住地状況

令和7年4月1日現在

階級 地域別	消 防 吏 員 の 階 級						事務吏員	職員数
	消 防 監 消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士		
戸田市内	3	14	15	16	12	11		71
県 内		5	24	18	10	22		79
県 外			3	2	1	1		7
合 計	3	19	42	36	23	34		157

(7) 職員の免許等資格取得状況

令和7年4月1日現在

階級 免許 資格別	消 防 吏 員 の 階 級						職員数
	消 防 監 消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	
大 型 免 許	3	19	34	23	9	5	93
救 急 科 課 程	3	19	30	26	20	6	104
救 急 救 命 士		6	15	15	4	10	50
予 防 技 術 認 定 者	2	4	10	9	8		33
1 級 ・ 2 級 ・ 湖 川 2 級 小 型 船 舶 操 縦 士	3	14	26	21	1	1	66
特 殊 小 型 船 舶 操 縦 士	2	10	10	10	2	1	35
潜 水 士	1	6	16	13	10	7	53
衛 生 管 理 者	1	5	8	1	1		16
衛 生 推 進 者	1	7	8	10	1		27
高 圧 ガ ス 保 安 責 任 者		2	9	7	1		19
ガ ス 溶 接 技 能		3	1	1		1	6
玉 掛 け 作 業 者	1	15	25	13	8	3	65
移 動 式 クレーン (5t 未 満)	3	14	25	13	8	3	66
酸 素 欠 乏 危 険 作 業 主 任 者		10	4	1			15
特 殊 無 線 技 士	3	19	41	36	23	19	141
特 定 化 学 物 質 等 作 業 主 任 者		3	2				5

4. 職員教育

近年の社会経済情報にかんがみ、消防需要の専門化・高度化に伴う消防職員の資質向上が重要な課題とされています。

このため当市では、年間計画に基づき下表のように職員を入校させ、専門的知識及び技能等の習得に努めています。

令和7年4月1日現在

教育課程		年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
		数				
総 数			21	20	21	
総 合 科	幹部科		1		1	
	上級幹部科					
	警防科					
	予防科					
	救助科					
	救急科					
	危険物科					
消防団活性化推進コース						
県 消 防 学 校	初 任 教 育		5	5	8	
	予 防	予防課程				
		査察課程 (科)		1		1
		火災調査課程 (科)		1	1	
	警 防	警防課程 (科)		1	1	1
	救 急	救急課程 (科)		6	6	6
	救 助	救助課程 (科)		1	1	1
		特殊災害課程 (科)		1		1
	幹 部	初級課程 (科)		1	1	
	特 別	上級幹部研修				
		幹部特別教育課程		1	1	
		警防活動教育		1	1	1
実科指導員養成課程				1		
実火災訓練指導者教育課程			1	1	1	
救 急 救 命 士 養 成 研 修 (教育)				1		

5. 消防相互応援協定

令和7年4月1日現在

	協 定 名	締結消防機関名	締 結 年 月 日
近	戸田市 さいたま市 消防相互応援協定	さいたま市消防局	平成18年 9月20日
	川口市 (川口市消防局) 戸田市 (戸田市消防本部) 消防相互応援協定	川口市消防局	平成18年12月11日
	蕨市 (蕨市消防本部) 戸田市 (戸田市消防本部) 消防相互応援協定	蕨市消防本部	昭和47年 7月21日
	戸田市 朝霞地区一部事務組合 消防相互応援協定	埼玉県南西部消防局	平成18年 9月20日
隣	東京消防庁 戸田市 消防相互応援協定	東京消防庁	平成18年12月15日
	東京外環自動車道管内市間の 消防相互応援協定	東京消防庁・朝霞地区一部事務組合・草加八潮消防組合 さいたま市・川口市・戸田市・三郷市 松戸市・市川市・浦安市の各消防本部	平成 4年11月27日
県 下	埼玉県下消防相互応援協定	県下市町村・消防の一部事務組合・消防 を含む一部事務組合	平成19年 7月 1日
	埼玉県防災ヘリコプター応援協定	県下市町村・消防の一部事務組合・消防 を含む一部事務組合	平成 3年 3月29日

消防相互応援協定区域図

